

第1回都市農業の振興に関する検討会

日 時：平成23年10月14日（金）14：00～15：20

場 所：農林水産省 第3特別会議室

午後2時00分 開会

○田中都市農村交流課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから都市農業の振興に関する検討会を開催させていただきます。委員の皆様方には大変お忙しい中、また遠方からご足労いただきまして大変ありがとうございます。都市農村交流課長の田中でございます。どうかよろしくお願いいたします。座長が選任されるまでの間、議事を担当させていただきます。

なお、本日の会議でございますけれども、16時を目途に終了させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたりまして農林水産大臣よりご挨拶申し上げます。

○鹿野農林水産大臣 このたび都市農業に関する検討会を開催することになりました。この検討会の委員になっていただきますことをご承諾いただきました委員の皆様方に心から私どもありがとうございますと感謝を申させていただきますと思います。

都市農業と言いますけれども、いろいろな意味で都市農業は重要な役割を果たしてきていただきました。非常に身近なところで貴重な農産物を生産していただいて、そして貴重な農地を守ってきていただいている。国民生活の食の安定供給にも大変重要な役割を果たしてきていただいているわけでございます。

振り返ってみますと何となく都市農業ということに関しまして、いわば本格的な議論というものが正直なされてこなかったのではないかと、こんな思いがいたしました。私も22年前に農林水産大臣を経験して、21年ぶりに戻ってきたというような感じで、戻ってきたというよりもまたこちらにその使命を果たすべく役割を担ったわけでありまして、具体的に都市農業というものに対する議論というものに変化があったかという、何となくそのままの状況で来てしまっているのではないかと、こんな思いがいたしました。

その中で3月11日の東日本大震災という我が国にとっての大きな大きな1つの変化があったわけでございます。また、今日の国際情勢をみまして食料の生産に対する新たな1つの認識というものの必要性も感じているわけでございます。そのことを考えた時に、都市農業の振興をどう図っていくか。あるいは都市農地の保全をどうやっていくか。都市農業の在り方というものをきちっとここにおいて位置付けをしておく必要があるのではないかと。このようなことから今回、第1回の都市農業検討会というものを開くことにいたしましたわけでございます。そういう中で見識の高いそれぞれの委員の皆様方に委員をお引き受けいただいたということは私どもにとりましては大変ありがたいことでございます。どうぞ今後とも都市政策は国土交通省ということでもあります。今日も国土

交通省の方からも来ていただいております。一体的な取り組みをしながら、非常に重要なこのテーマにつきまして1つの考え方というものをまとめていきたい、こんなふうに考えておりますので、どうぞ委員の先生方から忌憚のないご意見等を出していただいて、間違いのない都市農業の在り方を打ち出していただければと思っております。

今日は第1回目でございますけれども、お忙しい中、委員の皆様はこの農林水産省にお越しいただくということに対しまして改めて感謝を申し上げながら、今後どうぞよろしくお願い申し上げますということを申させていただきます。農林水産省を代表いたしまして一言感謝の気持ちを込めてご挨拶いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中都市農村交流課長 なお大臣はご用のためここで退席させていただきます。カメラの方につきましては大臣ご退席の後、退出していただければと思います。

(農林水産大臣退席)

○田中都市農村交流課長 恐れ入りますけれども、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

それでは、今回は初めての会議でございますので、委員の皆様方を順にご紹介させていただきます。五十音で紹介いたします。資料1、お手元でございますけれども、別紙及び議事次第の次に座席表も付けてございますので、それに基づいてご紹介させていただきます。

左から安藤光義委員でございます。

加藤篤司委員でございます。

加藤義松委員でございます。

後藤光蔵委員でございます。

小林辰男委員でございます。

野岸嘉和委員でございます。

堅島五兵衛委員でございます。

矢野洋子委員でございます。

中井委員、沼尾委員、二村委員は本日所用のためご欠席でございます。また、榊田委員は遅れて到着でございましたけれども、ちょっとご出席が難しいということをご連絡いただいております。

なお、本日、二村委員が所属されております、なごや農協から寺西常務理事にご出席いただいております。

役所側からの出席者でございます。農林水産省から森本農林水産大臣政務官でございます。

それから、国土交通省都市計画課及び公園緑地・景観課から担当の方々にご出席いただいております。

なお、その他の出席者につきましては座席表に名前と職名を書いてございますので、紹介は省略させていただきます。

次に資料の確認をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいております。議事次第、座席表、資料1が検討会の開催要領、委員の名簿。資料2が多少厚いものですが都市農業をめぐる情勢についてという説明の資料。資料3が検討会のスケジュールとなっているところでございます。ご確認いただければと思っております。

それでは、次に座長の選出に入らせていただきたいと思います。お手元の資料1を見ていただければと思います。趣旨については先ほど大臣のご説明にあったとおりでございます。3の(1)の「運営」のところを見ていただくと「検討会の議事運営は座長が行う。座長は委員の互選により選任する。座長は座長代理を指名することができる。」という記載がございます。座長候補については事務方の方で事前に委員の皆様方にご相談、調整させていただいており、後藤先生にお願いしてはどうかと考えておりますけれどもいかがでしょうか。

「異議なし」というお声がありました。是非とも後藤先生にお願いしたいと存じます。後藤先生、恐縮ですけれども座長席の方に移っていただければと思います。

それでは、後藤座長より一言ご挨拶をいただきます。

○後藤座長 皆さん、こんにちは。座長に指名いただきました後藤でございます。もちろんその任に耐えるがどうか私自身、自信はありませんけれども、皆様のご協力を得て努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

先ほど大臣にいろいろお話ししていただきましたように、都市にある農地、農業というものが非常に大切なものであるということについては、情勢の変化やあるいは関係された方々のいろいろな努力によって共通の認識になってきているのではないかと私自身は認識しております。ただ、その共通のそういう理念とか認識というものを具体的にどういう制度として仕組んでいくかというところに非常に知恵を出さなくてはいけない、あるいは難しさがあるというのが都市農業の持っている重要な問題点なのではないかと思っております。

そのためには、まず第1にやはり実態とか実情というのを正確に把握して共通の認識にしていくことがまず大切ではないかと思っております。委員になられた皆さんは都市農業のそれぞれの分野で第一線で活躍されている方ですので、その方たちのご意見、認識というのを十分この場で闘わせていただいて、実態をきちっと把握することが大切ではないか、この場がそういう議論が自由にできる雰囲気の間になるように進めていきたいと思っておりますのでご協力をお願いしたいと思います。

また、もう一方で農林水産省として初めて都市農業に対するこういう検討会を作ったということですので、期待も非常に大きいものがあるのではないかと思います。できるだけその期待に応えられるように皆さんと一緒に努力していきたいと思っておりますので、この点でも是非ご協力をよろしくお願いしたいと思います。一言ご挨拶させていただきました。

○田中都市農村交流課長 ありがとうございます。それでは以後の議事進行について後藤座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○後藤座長 それでは、ただいまから議事に入りますけれども、冒頭、皆様にご了解、確認いただきたいことがございます。まず、資料１に配られました開催要領の３の（１）で「座長は座長代理を指名することができる。」という規定がございます。これに基づいて座長代理として堅島委員を指名させていただきたいと思います。堅島委員にはどうぞ副座長の方、よろしくお願いいたします。

次に開催要領の３の（２）でございます。検討会は公開するという点の他に「議事要旨等を原則として公開するものとする。」と規定してあります。従いまして、この会議終了後、議事概要等について各委員にご確認いただいた上で配付資料等とともに農林水産省のホームページにより公開する扱いにさせていただきたいと思います。以上、予めご理解をよろしくお願いいたします。冒頭にあたりましてのご確認でございました。

それでは、資料説明に移らせていただきます。資料２の「都市農業をめぐる情勢」につきまして説明を事務局からお願いしたいと思います。

○沖都市農業室長 （資料２に基づき説明）

○後藤座長 ありがとうございます。それでは、第１回目ですので各委員の皆様から都市農業あるいは都市農地に関わるご意見、あるいは今ご説明いただいた資料に対するご質問等を賜りたいと思います。それで、事務局からの答えは今の段階で答えられることがあれば一巡した最後に答えていただいて、今の段階でお答えは次回以降というものについては次回以降にさせていただくという形をとりたいと思いますので、どの委員の方からでも結構ですのでご自由にご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小林委員 都市農業につきましては先ほど農林水産大臣がご挨拶で申し上げられた、全くそのとおりだと思います。そこで私どもはこのままでいくと都市農業が壊滅するのではないかという大変不安にかられまして、９年ほど前からお互いに勉強会をしながら政党やあるいは政府にお願いをしてきたのですけれども、誠に埒が明かなかったのですけれども、今回、農林水産大臣に決断していただき、それに合わせて新しい局長さんに大変なご尽力をいただいて、今日の検討会が立ち上がったわけです。この件については大変感謝を申し上げたいと思っております。

そこで先ほど大臣のお話にありましたような内容ですので、やはり時代も変わってきたし、今回の災害ということから鑑みても、やはり都市農業というのが絶対に重要であるということは共通の認識であります。しかし、今まではややもすると市街化区域内農業はお嫁にやったものだという考え方がぬぐい去れない面があったことはおそらく否定できないだろう。そこで今日のこの資料にもございますように、国土交通省の小委員

会の中間報告を見ましても都市の農地、都市の農業は持続可能なものにしていかなければならない。それから市街化区域内の見直しと併せて農業の位置付けも考える必要があるだろう。さらには都市計画と農業施策の再結合を図っていくというような大変時代に即した内容の中間報告が出ているわけですので、おそらくこの検討会を開催していく上において、そういったことをきちんとベースにして、これから今までと違った考え方の中で 180 度転換していくという考えの中で議論を進めることが私は大変必要であろうと思うし、そうをお願いをしたいと思っております。

そこで資料を 2 点ばかりお願いしたいのですが、第 1 点は先ほどの資料にもありましたけれども、これは私の古い記憶ですが、昭和 43 年の線引き当時はおそらく市街地の農地は 30 万 ha 近くあったけれども、それが先ほどの資料を見ますと 9 万 ha となっているわけです。農地が激減するということは誰もが理解していますが、ではどうしてこういう厳しい中で 9 万 ha の農地は残ったのかということをもう少し掘り下げて分析をしていただくと大変ありがたいと思います。そうすると、やはり都市農業の持つ素晴らしい潜在能力といいますか、ポテンシャルといいますか、そういうものが浮き彫りになるだろうし、またその間で都市農業者が大変な努力と創意工夫をして農業をやってきた、その苦勞がよく分かってくるだろうと思います。これはこれからの議論において大変重要になってくると思います。

それからもう 1 点は、どう見ても都市に一番不足しているのは、今、緑だと言われています。そうして、その緑を農地以外に補完できるものがあるのかどうか。そして、この農地を将来にわたって持続可能にしていくには財政面あるいは環境の面、その他いろいろな面から鑑みて農業経営以外に有効な手段があるのかどうか。

それからもう 1 点、その中でもし都市の農地が全滅したら大都市にどういった影響を及ぼすのか。また市民生活にどんな影響があるのか。その辺をまとめて資料にいただければこれからの審議に私は大変参考になるような気がしております。是非ともお願いしたいと思います。以上でございます。

○後藤座長 ありがとうございます。それでは他の委員の方、ご発言はございますか。加藤委員、お願いいたします。

○加藤（篤）委員 私は東京の農業後継者の集まりであります J A 東京青壮年協議会の委員長をしておりました、18 年度から 21 年まで。今は顧問をしております。この会に東京の農業後継者の意見をつなげられたらと思っております。

私が言いたいのは、今までバブルの頃、今もそうですけれども所詮売ればいいんでしょ、大金が入るのでしょ、そう言われてこういう省庁に請願に来て、議員に請願に来てあまり相手にされない時代もありました。ところが、平成 3 年、4 年からバブルがはじけまして、このデフレの状況、20 年続くデフレの状況の中で我々がいまだに頑張っている。その中でも地域住民の方にもその価値を認めてもらっている。そういう状況を見て、決して値上がりを待っているとか、資産保全のためとか、そういう状況であったのではないということをお分かりいただけたらと思っております。

今、我々後継者の一番の悩みは相続をいかにまたぐかということであります。その制度を超えて農地を保全するにはそんなに多くの答えは今ないと思っております。それをいかに具体的に表現していくか、是非先生方の議論の上で導きだしていただけたら最高にうれしいと思っております。なにせ父も含めてですけれども先祖が一生懸命農地を守って残してきたから今この議論の場が生れると思って、私は父を含めて先祖に感謝しております。以上です。

○後藤座長 ありがとうございます。他にご意見ございますか。

はい、よろしくお願いいたします。

○堅島委員 大阪の堅島でございます。どうしても市街化区域内の農地ということになると国土交通省がお越しでございますので、その後の動きを少し説明お願いできればと思います。

○後藤座長 では最後に、一巡した後で今の段階のお答えをいただきたいと思います。他にございますか。

○安藤委員 今、税金の話が出ましたので一言まず申し上げたいのは、相続税納税猶予制度はかなり有効な制度だと私は思っておりますけれども、相続税納税猶予制度は農地を残すための必要十分条件ではないということを認識する必要があるということです。農家の方々は先祖代々の大きな屋敷地に住んでおります。また、場合によっては不動産賃貸業を営んでおります。そうなりますと農地についての評価額は納税猶予制度を使うことでかなり下げることができるのですが、屋敷地それから不動産賃貸に使っている土地については宅地並の課税とならざるを得ません。ですから、農家という土地保有資産規模全体としてみると、たとえ農地についての相続制評価額は下がったとしても、それ以外の土地がありますので決して相続税は安くならないですね。

その結果、先祖代々の屋敷地を守るためには、やはりどこか土地を売らざるを得ないことになります。その場合はどうしても農地から売られていくことになるわけです。ですから、相続税納税猶予制度があったからといっても、確かに農地については優遇されていますけれども、その農地を保有しているのは不動産賃貸業を営み、屋敷地を保持している農家ですので、こうした農地に対する相続税優遇措置は農家にかかる相続税の負担軽減に直接的には反映されないわけです。そうした状況の下で、出来るだけ農地を残そうと都市農家が頑張ってきたので何とか農地はそこそに残ってきましたが、しかしながらそれにも限界があり、どうしても農地は減っていつてしまう。ですから、農家の方が例えば借家に住み、所有している農地を全て相続税納税猶予を受けて、農業で生計を立てるようなことになれば話は別ですけれども、それではおそらく生活が成り立たないでしょうから、実際にはあり得ないと思いますが、そういう矛盾を抱えた中で相続税納税猶予制度は機能としているということなのです。

また、相続税は1年以内に申告をしなければなりません。その間に土地をお金に換え

て納税しなければならないですから、どうしても更地を持っていないと苦しい。もちろんそれを農地として持っているケースもあるでしょうが、駐車場として持っているケースが多いと思います。そうするとどうしてもその駐車場の部分については相続税納税猶予制度を使えませんので、やはり税金を下げるには限界があるということになってしまう。こうした相続税との戦いの中で都市農家の方々はどうやって農地を次の代につないでいくか考えているわけです。しかし、この問題はクリアできていないということなのだと思います。私は、都市農地は都市農地、都市農家は都市農家というように分けて制度が仕組みられている点に現実の実態との乖離があると考えているわけです。

農家の方々からお話がありましたので、恐らくこの相続税や相続税納税猶予制度については問題だと考えていらっしゃると思いますので、この場を借りて発言させていただきました。

○後藤座長 ありがとうございます。では、加藤委員、お願いします。

○加藤（義）委員 私は東京の練馬区で農業体験農園を開園しております加藤と申します。まず、このような検討会を設定していただいて、農家の1人として大変感謝を申し上げます。

1つこの資料の中にも出てきましたけれども、やはり防災機能ですね。それから、食育の場としては非常に最高の場所にある。それからもう1つ、市民の憩いの場というようなことが取り上げられていますけれども、もう少しこういったものを一般の方に分かるような手法が必要なのではないかと思っています。

私が農業を継いだのは昭和50年代で、その時バブルの始まりですから農地に対する風当たりが非常に強いなと感じておりました。今、私は農業体験農園をやって市民の方と接して農地に対する目が非常に変わってきたなと感じております。農地、畑に入ることとでその農地の大事さというのですか、そういうことが非常に感じられるようになるので、そういう施策というものを、都市農業ならではの施策をやはりどんどん出していく必要があるのかな、そんなふうにも思っております。以上です。

○後藤座長 ありがとうございます。では矢野委員、お願いします。

○矢野委員 今、加藤さんの方から実際に市民の方が体験されたり触れ合ったことでいろいろ目が変わったというお話がありました。東京ではまさに大消費地の都民が、先ほど資料にもありましたように85%弱の人たちが東京に農業農地を残したいという意見を持っています。ただ、このことが受け身的にいろいろ都市農業が果たしている役割を享受するという立場だけにとどめていると農地は今のところどんどん少なくなっている中で関わりがどうしても、受け身の状態ではこれが希望に止まってしまうと思います。そういう意味では今後、農業者の方が意欲的な取組みをされていることや行政が後押しの施策や計画作りしている中で消費者や都市住民がどういうふうに主体的に関わりながら農地を残していくのか。それから都市農業に理解をさらに示していくのか、そ

ういった主体的な動きについて私はこれから検討会の中での論議に係わっていきたいと思っております。

○後藤座長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○寺西常務 私の方も1つお聞きしたいことがあります。名古屋で農協を運営しています。名古屋でも三大都市圏の中の課税の問題というのは非常に問題になっております。名古屋では都市化が当然進んでいます。もともと区画整理事業の中で都市の整備がされています。それに伴って農地の方は細分化され、大きな農地がどんどんなくなってきているのが現状です。

実際、都市をよくするためには道路整備とかも当然必要ですが、環境保全のための農地の保全ということは先ほども言われているように農地に対する目というのが変わってきているので、この辺の施策をこれから検討していただかないといけないと思っております。

それと食育等の問題では、我々組合の方も小学生を対象に何校か田植えから稲刈りまで手植えでやらせるということはやっています。そういった意味では関心も強いのですが、すべて賄えるわけでもないですし、また名古屋市内の米だけで市内の小学生が食べられる米を毎日提供できないものですから、少しでも協力できるように今後も努力していきたいと思っております。また、このような都市農業というものを維持するためにどういう形をとればいいのかということを皆さん方、各委員の方々のご意見を参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○後藤座長 野岸委員、お願いします。

○野岸委員 大阪の寝屋川市の野岸と申します。よろしくお願いいたします。

先ほどご説明にもありましたけれども、この線引きがされて農業振興地域と市街化区域という形で施策の投入の仕方が農業振興地域を重点にというようなお話もありました。私どもの寝屋川市につきましては農業振興地域というものがございません。全部都市計画決定区域になっているのですが、市街化区域と市街化調整区域という形になっています。市街化調整区域につきましても寝屋川市の場合は準市街化区域というような感じで、もう宅地化が進んでいるようなところですが、そういった農地帯のところは今般、第二京阪道路という国道が通ったのですが、それに伴って農地帯が分断されたような状況にあります。その中で各地区の地権者等が集められて、今後どういった土地活用をするかというような検討会も開かれているようなところですが、やはり農地帯、昔の里山的なところを残していきたいという方も多くおられます。そういったところについては国の施策であつたりとか、補助金であつたりとか、そういったものが対象外になるような、そんな大きな面積ではございませんので、対象外になってくるというようなところであり、施策が投入できないような地域、中途半端な地域が結構寝屋川にもあります。そういったところも守れるような形の施策を今後考えていくべきではないかというこ

とを考えております。

それと、先ほど安藤委員も言われましたけれども相続税納税猶予制度、これは農業者だけに認められた制度でございます。農地を残していくということでは有効ではあると思いますが、農地法が今般改正されましたが、そういったところで市街化調整区域についても納税猶予を受けたら終生となっております。終生で納税猶予を受けた場合ですけれども、ずっと自分で耕作していかなければならない。家族の方が手伝いながらやっていけばいいのしょうけれども、高齢化が進む中では耕作がしていけないような状況の農家も増えてきております。

改正前では 20 年という期限で相続税納税猶予を受けられておられましたけれども、そのレベルでしたら次の世代に渡す時に確定して猶予は終わっているのですが、終生となるとやはり死ぬまで作らなければいけないというような制度というのがすごく足かせになってきている。途中でリタイアしてしまったら、それまでの相続税額＋利子税と膨大な税金がかかるような状況になる。そうなるともう売るしかないというような状況下にも入ってくるような農家がたくさんおられます。だから、その辺も含めて税制上も変えていくべきではないのかな、検討するべきではないのかなというように思っております。

それと、都市農地の多面的機能ということで保水機能であったりとか緑地機能であったりとかそういったものがあると思います。そういったものが経済的にどれぐらいの効果があるのか。保水機能であればゲリラ豪雨とかそういったものの一時水を溜める機能も兼ね備えております。それを農地がなければそれだけの処理施設を作らなければならぬというようなコストもかかってくると思います。ですので、農地があることによってどれぐらいの経済効果があるのかどうか、そういったものもお示しいただければ重要性が理解できるのかなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○後藤座長 ありがとうございます。委員の皆さんに一巡してお話を伺いましたので、今の段階で事務局の方で答えできる点についてはお答えしていただきたいと思えます。最初に国交省の方の小委員会がどんな進行状況になっているかという質問がありましたので、それについてお願いいたします。

○国土交通省 国土交通省です。国土交通省では社会資本整備審議会の中に都市計画制度小委員会というものを設けまして、平成 21 年 7 月、約 2 年前から都市計画制度の総点検と称して議論を進めております。その結果、23 年 2 月に審議経過報告という形で中間的な報告を出させていただいております。この中での基本認識は、これから人口がどんどん減少していくということですか、あるいは高齢化が進んでいくという中であってはこれまでのような都市化に対応するような制度ではなく、根本的な考え方を変えなければいけないだろうというような基本認識がございます。具体的に申せば今までの市街化区域、概ね 10 年以内に計画的に市街化をするというエリアでございますが、ここもこれから人口がどんどん薄くなっていくという現象を踏まえると、特に居住空間の中に、緑ですとか、農地といったものが、あって当たり前の状態になるというように考

え方を見直すべきだろう。そのため、この小委員会の議論の中では都市農地についてあって当たり前の土地利用として活かすべきである、そのためには都市農業施策と連携を図る必要があるというようなご提言をちょうだいしております。

ただ、1点まだこれから議論を進めなければいけないのですが、特に税の問題が大変重たい課題になっております。ここについては転用が自由にできる状態で、他との税としての公平性の問題をどう考えるかですとか、あるいは規制水準をどう考えたらいいか、かなり込み入った議論がまだまだ必要であろう。ここは更に慎重に議論を進めるべきだという形になっております。

この総括的な議論を踏まえて具体的にケーススタディを実施して、更に詰めて制度改正にこうという状況だったのですが、先の3月の東日本大震災でいったん中断をさせていただきまして、今年の8月から再度開催しております。現在、先の中間報告を現場で実際に検討すべくケーススタディを事務的に準備中でございます。近々再開をし、できる限り早期に具体的な制度改正に向けて進みたいという状況になっております。簡単ですが、以上でございます。

○堅島委員 ということはまだ再開されていないわけですね。

○国土交通省 8月に開催しまして、8月の段階ではケーススタディの進め方、それからそのポイントについて各委員にご審議をいただき、その内容に従って現在、事務的にケーススタディの具体的な地区、それから内容について準備を進めていくということです。年内には開かれる形になっています。

○堅島委員 ありがとうございます。

○後藤座長 ありがとうございます。それでは事務局からこういう資料を用意してほしいとかいくつか出たと思います。今の段階でお答えしておくべきことがあればお答えいただきたいと思います。

○沖都市農業室長 いろいろとご指摘をいただきましたので、きちんと整理をいたしまして次回以降提出をして、それを基にご議論いただければと思っております。

○後藤座長 今日は1回目ということで、いただいたご意見を少し整理しながら、それに沿って2回目以降議論をするということになるかと思います。ただ、時間がまだ十分ありますので、最後にさらに発言をしたいという方がいらっしゃれば少し発言をいただくことも可能かと思います。

私、先ほどいろいろ議論が出ましたけれども、もう1つは多分線引きが平成4年ぐらに行われて、生産緑地地区の30年というのは33、4年に来るわけです。あと10年ぐらいたつと30年の期限は多分くるのだと思います。その時に農家の人がどういう行動をとるかということはよく分かりませんが、不安定化することだけは事実なの

ではないか。そういう時期もそう遠くない時期に来るということを踏まえながら、この検討会はやっていく必要があるのではないと思っていますので、その点も私の意見として発言させていただきたいと思います。

他に何かさらに付け加えて今の段階でご発言いただけることがあればご発言いただきたいと思います。

○安藤委員 都市農業の話をする時に、都市農業を一括りにしてしまうと大きな問題が生じるような気がいたします。同じ都市農業といっても地域差があるだろうと思っています。この検討会もかなりいろいろな地域からお集まりいただいているので、地域ごとの様々な事情が恐らく見えてくると思っているのですが、地域差を考える場合、私は2つの視点から考えていく必要があるだろうと思っています。

1つは農地転用の可能性がどれくらいあるかという点です。これについては相当の地域差があるのではないのでしょうか。同じ三大都市圏といっても首都圏、その中でも東京都区部と千葉や埼玉とでは、また中京圏や京阪神圏でも大分違いがあると思います。特に人口減少社会の下で不動産賃貸業の収益性に大きな違いが生れてきているのではないのでしょうか。それが農地から宅地への転用の可能性や、都市開発に絡んだ転用インパクトに相当な違いが出てきているはずです。農地を転用してアパートを建てるよりも、30坪ずつ切り売りしていった方がいいというような状況を迎えている地域もあるはずです。転用の可能性、アパートの入居率が相当下がっているような地域が相当出てきているのではないのでしょうか。

これは、相続税を支払う時にどうしたらいいかという問題と係わってくるはずですが、農地がすぐに右から左に転用されて買い手がつくような、東京の中でも恵まれた地域もあるでしょうし、それが非常に難しいところも京阪神圏や中京圏では多いかもしれません。また路線価評価と実勢価格との間に相当な乖離が生じているところ、つまり路線価の方が高いような地域もあるかもしれません。これは国税庁による土地所有者の収奪だと言わざるを得ませんが、そうした地域もあるかもしれません。物納要件が厳しくなったことがこれに拍車をかけております。そういう状況の下で都市農家は土地利用、農地利用を考えなければならないわけです。ですから、この農地の転用の可能性、それから相続税評価の問題、さらには物納制度ですが、こうした問題が間違いなく都市農家の土地利用、農地利用の在り方に影響を及ぼし、都市農地の存続の鍵を握ることになるはずです。そして、それが地域差を持って問題として生じているということです。私は東京都区内は恐らく恵まれていて、こうした問題にそれほど頭を悩ませる必要はないのではないかと考えていますが、京阪神圏や中京圏、同じ首都圏でも大都市の縁辺地域は大変な状況が生れているのではないかと推察しております。

もう1つが、地目の違いです。水田と畑の違い、畑と樹園地を一緒に考えるかどうかは微妙ですが、両者の間には大きな違いがあると思います。この資料を見ても主に出てくるのは畑の話です。これは首都圏の事例が多く引用されているからだと思います。首都圏は主に畑を中心とした都市農業だと思います。その畑は平地林や斜面林といった他の緑資源とつながってくると思います。それに対して中京圏や京阪神圏はかなり

水田が多いのではないかと私は思っております。つまり都市農業といっても、こうした地域は、畑を市民農園に活用するという一般的なイメージとは違う世界が恐らく求められるのではないのでしょうか。それは先ほどお話しに出ました里山やため池といった地域資源やそれに関連する土地利用とつながってくるわけです。こうした農地の地目構成の違いが都市農業の在り方を規定することになりますし、都市農地が果たす防災機能も含めた多面的機能にも大きな影響や違いをもたらすはずですし、更にそうした農地をきっかけとして市民の農地あるいは農業との関わり方にも大きな違いが生じてくるだろうと思います。ですから、そうした違いのある都市農業を1つのイメージで塗りつぶしてしまうことなく、地域差をちゃんと踏まえて、まず実態を把握するということが必要だと思いますし、それを可能にすることのできるメンバーがここにお集まりだと思っております。ともかく、それぞれの都市の実情に応じた都市農業の在り方を、今の段階でもう一度仕切り直しをしながら考えていければなと思っております。

今日の資料は非常に総括的で分かりやすいのですけれども、今申し上げたような状況がそれぞれの地域ではどのようなになっているのだろうか、その具体的な姿がみえてくるような例えば類型をいくつか作って整理していけば、おそらくいろいろなことが見えてくるのではないかと思っております。

かなり時間が残っているように見受けましたので長時間話させていただきました。いずれにいたしましても都市農業を一括りにせずに、それぞれの地域の実情を丁寧に見ていく必要があるだろうということです。そうした資料を現地調査をしながら積み上げていくことができればと思っています。以上です。

○後藤座長 ありがとうございます。それではよろしいですか。では堅島委員お願いします。

○堅島委員 先ほども国土交通省にお伺いしましたが、要は都市の中、市街化区域の中という話なので、都市側からの農業ですね。農地の存在意義は分かるけれども農業としての存在意義をもう少し洗い出してほしいと思います。農業側からまた農業としての存在意義を両方から出して行って、それに対して農地、農業をどう残していくのかというところへ考えていきたいと思います。

○後藤座長 どうぞ。

○加藤（篤）委員 先ほど座長が生産緑地は30年経ったらどうなるかというお話をされました。納税猶予制度にのっていない生産緑地がどれほどあるのか。もし数字で出るのでしたら出していただきたいと思ったのです。というのは、納税猶予制度が入っていれば終生ですのでどうにもならないわけです。生産緑地にしか納税猶予はのらないし、納税猶予は終生なので30年経とうが経つまいが、受けた人が生きていればずっとそのまま転用なんかできないので、それがどういう割合になっているかが知りたい。

それから、もしそういう法律が34年で終わるとしたら、通常の場合はそこからどん

なような状況になるのか。また新たな制度を作るために一生懸命そういう作業が行われるのか。それとも免許の更新みたいにバンバンいくのか。それが今もし分かれば教えていただきたいのですけれども。

○後藤座長 どうですか、今の段階で言うことはありますか。

○沖都市農業室長 今、直ちに手元にはデータはないのですけれども少し調べてみまして、このアンケート調査を分析しますと、その方にとって生産緑地はどれぐらいあって、そのうちこれぐらいは納税猶予を受けているのですとか、そういうデータが出てまいりますので、そういうものを集計し直してみても、お示しできるようにしたいと思います。

○後藤座長 それでは第1回目、ありがとうございました。今日出された各委員のご意見を整理していただいて、次回以降、少し課題を絞って詰めた議論をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後になりましたけれども今後のスケジュールについて事務局からご説明いただきたいと思います。

○沖都市農業室長 お手元の資料3をお願いいたします。今後の検討スケジュールでございます。この検討会につきまして今後概ね月に1回程度の頻度で開催いたしまして、来年の夏頃を目途に中間的な取りまとめを行っていただきたい、そのように考えてございます。

次回は東京都内での現地調査を予定いたしております。ご多忙のこととは存じますが、ご出席をお願いいたします。具体的な日程調整、今まさにさせていただいておりますので、早々にご連絡をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤座長 それでは今事務局からありましたように今後は以上のようなスケジュールで進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に森本政務官から閉会にあたりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森本政務官 それでは失礼します。今日は2時間という設定でございましたけれども、1回目ということで少し早く終わらせていただくことになりました。今、私からのまとめとお願い、ポイントは安藤委員からも大変具体的にご指摘いただきましたので、これからの件については省略させていただきますが、やはりこの東日本の震災というものが、この日本の姿を大きくすべての面で変えていくという、私は今そんな思いでございます。これは我々の環境の問題、食料の問題も含めて、そして人間として、どうやってこの日本の文化を継承し、教育をしていくかということも含めて、大変大きな転換期に今来ているのだと私自身は考えております。そういう中で今日出ました意見を聞

かせていただいておりますと、やはり東京というところと、そして私は全く地方の地方でございます。そのギャップというものはかなりあると私自身も感じています。ですから、そうしたことを具体的に私どもが資料をしっかりと出していくということが議論を深めていくことにつながるかと思いますので、皆さん方から要望をしっかりと聞かせていただいて、できるだけ資料をそろえさせていただいて議論を深めていく。現地ももちろん見ていただいておりますので、お願いをいたしたいと思いますが、そういう観点から今後ご指導、またご協力をいただきますことをお願い申し上げて今日の御礼の言葉に代えさせていただきます。大変お忙しい皆さん方に貴重な時間を割いていただいた、そして今日参加いただいたことにつきまして心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

○後藤座長 ありがとうございました。以上で今日予定されている議事はすべて終了いたしました。少し早いですけれども、これで最後にしたいと思います。最後に事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

○田中都市農村交流課長 議事の公開の関係ですが、本日皆様からいただきましたご意見でございますけれども議事概要として農水省のホームページに載せさせていただきたいと思っております。なお、載せる前には各委員にご確認をいただいた後に載せる予定でございますので、よろしくお願いいたします。本日は本当にありがとうございました。

午後 3 時 2 0 分 閉会